

# 公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年10月

## 1 施設の概要

① 施設名称	浅越スポーツパーク		
② 施設種別	レクリエーション・スポーツ施設 [小分類] その他（パークゴルフ、多目的広場）		
③ 担当課名	環境施設課		
④ 開設年月日	平成13年5月13日		
⑤ 所在地	岡山市東区浅越625番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	28,500m <sup>2</sup>	
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )	軽量鉄骨造/211m <sup>2</sup>	
	建設費(単位:千円)	60,000千円	
	施設内容	①パークゴルフ場(約12,000m <sup>2</sup> ) ②多目的広場(70m×110m) サッカーなど可能 ③どんぐりの森、駐車場 ほか	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市浅越スポーツパーク条例
③ 条例に規定された設置目的	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康な生活の向上に資するため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	平成7年に埋立完了した浅越最終処分場の跡地を整備活用するため、パークゴルフ場をメインとする施設を設置する。
⑤ 設置目的等の達成状況	西大寺地区以外の市内住民の利用も多く、広場や多目的広場は、学校の郊外学習の場としての活用やサッカーの練習などに使われており、荒天の日を除くと、開場日で市民に幅広く利用され、市民の健康な生活の向上に寄与している。

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	火曜定休日			
③ 開館時間	4/1~5/31	8:30~18:00		
	6/1~8/15	7:00~19:00		
	8/16~10/31	8:30~18:00		
	11/1~3/31	8:30~17:00		
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	10,990人		
	令和4年度	12,650人		
	令和5年度	10,539人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	芝のゴルフコースを継続して維持するには、芝生補修や養生のための肥料等は必要となるが、大規模な修繕を必要とする建設物はない。			

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	2,900	2,510	2,772	2,727	
	行政財産目的外使用料	8	8	8	8	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	600	523	664	596	
収入合計		3,508	3,041	3,444	3,331	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	8,860	8,860	8,860	8,860
		補助金等	0	0	0	0
	小計		8,860	8,860	8,860	8,860
	直接経費	維持管理費	2,450	2,189	3,093	2,577
		光熱水費	1,200	1,031	1,107	1,113
		小計	3,650	3,220	4,200	3,690
支出合計		12,510	12,080	13,060	12,550	
収支差額		-9,002	-9,039	-9,616	-9,219	

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	8,860	8,860	8,860	8,860
	補助金等	0	0	0	0
	自主事業収入からの繰入金	30	30	27	29
	その他(雑入等)	0	0	0	0
収入合計		8,890	8,890	8,887	8,889
支出	管理運営費	8,860	8,860	8,860	8,860
	事業費	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
支出合計		8,860	8,860	8,860	8,860
収支差額		30	30	27	29

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	不要
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

## 6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		浅越スポーツパークは、最終処分場の跡地利用として地元意見も参考にしつつ検討の上建設しており、地元還元施設の側面も持つことから、これからも存続させる必要がある。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		指定管理者 指定管理者制度による運営管理を平成18年4月から行っているが、直営で運営を行う場合の人員費と比較して経済的な施設運営ができています。またパークゴルフ公認コースに必要な資格者を有し、経験豊かな人材を保有する民間で運営を行うことにより、利用者への助言などサービスの充実が図れる。
③ 指定管理者とする場合の選定方法		非公募
非公募の場合	非公募とする理由	浅越スポーツパークは公益社団法人日本パークゴルフ協会の認定コースで、現在の指定管理者は現場対応者がアドバイザー等の資格を保有しており、その経験を十分に活かし、利用者を増やし、良好な運営を行っている。同時に、当団体は、浅越スポーツパーク開園当初からの長年の実績を保有しており、公益財団法人として定年退職者等の高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき組織された団体である。そのため当該団体との契約は、地方自治施行令第167の2により随意契約ができる団体に定められており、高齢者等の雇用の場を提供するものとして非公募で選定を行うものである。
	根拠規定	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号
	指定管理者の候補者名	公益財団法人岡山市シルバー人材センター
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)